

平成26年度第2回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議会議録

日時 平成27年2月23日（月曜日）
午後2時から午後2時45分まで
場所 一宮保健所 大会議室

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>それでは、定刻になりましたので、ただ今から、平成26年度第2回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を開催させていただきます。</p> <p>私は、会議の進行を務めさせていただきます一宮保健所次長の浅野と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>開会にあたりまして、一宮保健所長澁谷の方からご挨拶申し上げます。</p>
一宮保健所長	<p>一宮保健所長の澁谷でございます。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>日ごろは、それぞれのお立場で、尾張西部医療圏域の健康福祉行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。重ねて御礼申し上げます。</p> <p>この尾張西部圏域保健医療福祉推進会議は、愛知県地域保健医療計画に定める二次医療圏における保健・医療・福祉に関する施策を円滑かつ効果的に実施するためのご意見を頂戴するとともに、関係者の皆様方との連携を目的といたしまして年2回開催しているものでございます。本年度は昨年8月12日に皆様にお集まりいただき第1回の会議を開催いたしました。その会議では、病床整備計画を始め、地域包括ケアモデル事業について、新たな難病対策について、また、地域災害医療部会についてなど6つの事項について、ご報告させていただきました。</p> <p>本日の会議は5つの議事を用意いたしております。</p> <p>最初の議事であります病床整備計画についてでございますが、今回1つの診療所から計画書が提出されてお</p>

	<p>り報告をさせていただきます。</p> <p>また、その他の議事につきましてはお手元の次第のとおり盛り沢山な内容でございますが、地域医療構想の策定や、医療介護総合確保法など今後の健康福祉医療行政の方向性を定める重要な事項であります。</p> <p>地域の誰もがより健康で、安心して暮らせる社会の実現に向け皆様方のご協力をいただきと思いますので、限られた時間ではありますが、忌憚のないご意見をお願いしまして、開会のあいさつとさせていただきます。</p> <p>次に資料の確認をさせていただきます。</p> <p>事前に、構成員名簿、会議次第・資料1から資料5を配付させていただきました。恐れいりますが、机の上に置いてあります資料1と資料3の修正の差し替えがございます。</p> <p>また、別に、配席図、出席者名簿、開催要領、「あいち健康福祉ビジョン年次レポート」「健康情報ポータルサイト あいち健康ナビ」の情報登録団体登録等の依頼について」を配布いたしました。もし、不足しているものがございましたらお知らせくださるようお願いいたします。</p> <p>それではご出席者のご紹介でございます。本日もご出席いただきました構成員の皆様をご紹介するのが本来でございますが、時間の関係からお手元の名簿と配席図に代えさせていただきます。</p> <p>なお、今回、一宮市長さんが新しく代わられましたので、自己紹介をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>一宮市長の中野でございます。前任の市長は医師でしたが私は全くの畑違いなので、皆様に教えていただいたり、助けていただいたりすることが多いと思います。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>もともと私は総務省で情報通信・インターネット・ITの仕事をしておりました。今日ニュースを見ておりましたら、ソフトバンクが出したロボット「ペ</p>
<p>委員 (一宮市長)</p>	

事務局	<p>ッパー」君のアプリケーション・コンテストがあり、優勝したのは認知症を助けるロボットプログラムでした。IT やインターネットの世界も医療・福祉の分野を虎視眈々と狙っている時代ですが、相手は生身の人間です。私は地域の実情、現場の話をしっかりと聞きながら施政を行ってまいりたいと思っております。皆様よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、会議に入らせていただきます。</p> <p>本日は、傍聴者が2名いらっしゃるということですが、傍聴にあたっては、お手元の傍聴心得を遵守していただきますようお願いします。</p> <p>次に、議長の選出でございます。</p> <p>本会議の議長につきましては、別途配付しております当会議の開催要領第4条第2項により出席者の方の互選により決定することとなっております。どなたか選出をお願いできませんでしょうか。</p>
委員 (稲沢市歯科医師会長)	<p>一宮市医師会長の野村先生を推薦します。</p>
事務局	<p>ただ今一宮市医師会長の推薦がありましたがどうでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは、一宮市医師会長の野村先生に議長をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>ただいま御指名いただいた野村でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、さっそく議事に入りしたいと思います。議事(1)「病床整備計画について」を事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料1をご覧いただきたいと思っております。</p>

病床整備につきましては、医療法第30条の4に基づき、都道府県において医療提供体制の確保を図るための計画策定が義務付けられております。

お手元の資料の裏面の平成26年9月30日現在の既存病床数等の一覧をご覧ください。表中の基準病床数及び既存病床数の一般病床及び療養病床の病床種別は、医療計画の単位となる医療圏として県内12区域が定められています。

次に、基準病床数につきましては、その地域にどの程度の病床数を整備すべきか、という整備目標として省令で定められた算定式に基づき医療圏ごとに算定されております。

尾張西部医療圏の一般病床及び療養病床の基準病床数は3,586床となっており、平成26年9月30日現在の承認済の既存病床数は3,554床となっております。

病院・診療所の病床整備につきましては、この基準病床数及び既存病床数に基づき整備することになっており、現在、この尾張西部医療圏におきましては32床の整備が可能となっております。

表面をご覧ください。平成26年度の病床整備計画に基づき、第2回の病床整備計画の受付を平成26年11月17日から12月5日まで行いましたところ、1つの医療機関から病床整備計画書の提出がありました。

提出のありました診療所である井上内科クリニックの整備計画について説明させていただきます。

井上内科クリニックは現在、15床の病床を持っております。今回、一般病床4床の増床計画が提出されました。理由につきましては、在宅医療を受けている方の急性増悪時に対応するため、増床するものでございます。

この計画書を愛知県病院開設等許可事務取扱要領にもとづき、審査基準にあります、次の項目について審査いたしました。

- 1 直近の医療監視において指摘された不具合が改善されていること
- 2 工事を必要とする場合、許可1年以内に着工の見込

<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。次に議事の(2)「愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について」を事務局から説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料2をご覧ください。</p> <p>平成25年3月29日に公示されました愛知県地域保健医療計画は、県民の多様な保健医療需要に対応し、疾病予防から治療、リハビリ、在宅ケアに至る一貫した保健医療サービスが、適切に受けられる保健医療提供体制の確立を目指すことを目的とし、策定されました。</p> <p>この計画の体系図に記載する医療機関名については、随時更新することとなっております、お手元の別表が平成27年1月16日に更新された最新のものでございます。</p> <p>1枚おめくりいただき目次を御覧いただきますと、「がん」、「脳卒中」、「急性心筋梗塞」、「精神科救急」、「救急医療」、「災害医療」、「周産期医療」、「小児救急医療」、「へき地医療」などについて、記載をしております。</p> <p>主に平成26年度の愛知県医療機能情報公表システムによる報告を基に、実績に応じて見直しがありました。</p> <p>1ページ目「がん」の対系図に記載されている医療機関名の尾張西部医療圏につきましては、次の2ページの表の上段をご覧ください。</p> <p>胃の欄をみていただきますと、「地域がん診療連携拠点病院」である一宮市民病院と、「がん医療を提供する病院」である総合大雄会病院、山下病院、一宮西病院、稲沢市民病院及び厚生連稲沢厚生病院が記載されております。</p> <p>ここで「がん医療を提供する病院」とはがんの部位別に年間手術を10件以上実施した病院であります。</p> <p>右の欄の肝臓を見ていただきますと、新たに、一宮西病院と厚生連稲沢厚生病院が追加されております。</p> <p>次ページ以降については、他に新たな追加、変更はご</p>

<p>議 長</p>	<p>ございませんが、平成26年11月4日に厚生連稲沢厚生病院は、厚生連尾西病院から名称が変更されており、その更新がすべてにおいてされております。</p> <p>以上で別表の説明を終わります。</p> <p>ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p>特にございませんか</p> <p>他に御意見、御質問がなければ、(3)「地域包括ケアモデル事業報告会の開催について」から(5)「医療介護総合確保法に基づく平成26年度計画について」を順次説明した後、御意見、御質問を頂戴したいと思います。</p> <p>議事(3)「地域包括ケアモデル事業報告会の開催について」 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>地域包括ケアモデル事業活動成果報告会の開催のご案内でございます。</p> <p>地域包括ケアモデル事業につきましては、第1回の圏域保健医療福祉推進会議におきまして、今年度から県内9市により実施していただくことをご説明させていただいたところですが、1の目的にありますように、その取組状況等につきまして、実施市から報告していただくこと、また併せて県外の先進地からもご報告をいただくことにより、地域包括ケアについて理解を深めていただくとともに、各地域におけるシステム構築に向けた取組の参考にしていただくため、報告会を開催いたします。</p> <p>参加者につきましては、県内の市町村職員の方、医療・介護・福祉の関係機関・団体の方、一般県民の方など様々な方々に幅広く参加していただきたいと思います。</p> <p>3にありますように、尾張地区、西三河地区、東三河地区の3地区に分けて開催いたします。</p> <p>本医療圏が該当します尾張地区につきましては、(1)にありますように3月23日の月曜日に、名古屋市のウィルあいちウィルホールで開催する予定です。</p> <p>報告していただく市は、医療・介護等一体提供モデル</p>

	<p>を実施していただいている豊明市、認知症対応モデルを実施していただいている半田市、単年度モデルを実施していただいている北名古屋市でございます。</p> <p>また、名古屋市から市独自の地域包括ケアの取組の発表、さらに包括ケアの先進事例として全国的に有名な広島県尾道市公立みつぎ総合病院の山口昇名誉院長の講演も予定しております。</p> <p>資料の裏面をご覧ください。参加申し込みにつきましては、2月19日付で市町村、関係機関等へ通知しております。県のホームページに申込書を掲載しておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>地域包括ケアシステムは、県内全域で、各地域の状況に合った形で、構築に向けて取組を進めていただく必要があります、そのため是非できるだけ多くの方々に、この報告会に参加していただきたいと思っております。皆様方におかれましても多くの方々にお声掛けしていただければと存じますので、何卒、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で「地域包括ケアモデル事業活動成果報告会の開催について」のご案内を終わります。</p>
議 長	<p>議事（４）「地域医療構想に係る国のガイドラインについて」事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>医療福祉計画課の伊藤です。議事４の「地域医療構想に係る国のガイドラインについて」ご説明させていただきます。資料４－１をご用意ください。</p> <p>昨年６月２５日に公布されました「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護総合確保推進法）に基づく医療法の改正により、都道府県は、団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年を見据えた医療提供体制に関する構想を定めることとされました。</p> <p>その構想を策定するためのガイドラインについて、現在、国で検討が進められております。まだ、正式な国のガイドラインは示されておりませんが、本日は、現時点での国の動きの概要を説明させていただきます。</p>

まず、資料1 ページ目の上の丸、「病床機能報告制度」でございますが、医療法の改正によりまして、今年度(平成26年度)から設けられた制度です。その内容でございますが、こちらに記載のとおり、医療機関が有する病床において担っている医療機能の現状と、今後の方向を選択しまして、病棟単位で県に報告をしていただくものでございます。

こちらに掲げております医療機能については、資料の2 ページをご覧くださいと思います。2 つ目の二重丸の下表でございますが、医療機能の名称と内容として、高度急性期機能、急性期機能、回復期機能、慢性期機能の4 つの医療機能について、その内容が示されております。

1 ページ目にお戻りください。2 つ目の丸の「地域医療構想の策定」ですが、当初は地域医療ビジョンと言われておりましたが、現在、法律上では地域医療構想という名称とされております。この部分については、平成27年4月1日から施行となっているものでございます。

都道府県は、地域の医療需要の将来推計、先程申し上げました病床機能報告制度で報告をされました情報等を活用いたしまして、2次医療圏等ごとの医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するために地域医療構想を策定するというものです。

この地域医療構想につきましては、医療計画の一部として新たに盛り込み、更なる機能分化を推進していくこととされているところでございます。

そして、一番下の行でございますが、国は、地域医療構想を策定するためのガイドラインを今年度中に策定することになっております。

なお、この地域医療構想の内容でございますが、右下の囲みでございますとおり、3点示されております。1点目でございますが、2025年、いわゆる、団塊の世代の方が75歳以上となり、非常に医療介護の需要が高まるということでございますので、「2025年の医療需要」について、そして、2点目でございますが、「2

「2025年に目指すべき医療提供体制」について、そして、3点目でございますが、「目指すべき医療提供体制を実現するための施策」について、こういったものを地域医療構想の内容として定めるということとされております。

3ページをご覧ください。今後の流れということでございますが、資料左の一番上の四角囲みでございますが、平成26年度からの病床機能報告制度の運用開始、また、2つ目の囲みですが、地域医療構想の策定を平成27年度以降に行うということでございます。その下、3つ目の囲みでございますが、地域医療構想を実現していくために、医療機関における自主的な取り組みと医療機関相互の協議等により、機能分化・連携の推進を進めていただくこととなっているところでございます。

続きまして、資料4-2をご覧ください。ただいま、資料4-1で国が地域医療構想策定のためのガイドラインを策定するということを申し上げましたが、その策定のため、上の標題にある「地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会」というものが、昨年9月に立ち上げられ、昨年の12月までに6回の検討会が開催されておまして、1ページの「本検討会で議論していただきたい事項」について、現在検討がされているところでございます。

こちらの記載を読み上げますが、検討会で議論する事項として、「1. 地域医療構想策定ガイドラインに盛り込む事項」の(1)として「あるべき将来の医療提供体制の姿」について、なお、将来というのは2025年とされているところでございます。

また、(1)の二つ目のポツですが、この地域医療構想を策定するための地域である構想区域の設定の考え方。そういったことについても検討されているところでございます。

それから(2)として「2025年の医療需要の推計方法」、(3)として「2025年における各医療機能の必要量の推計方法」、(4)として、「あるべき将来の医療提供体制を実現するための施策等」、(5)として、「都

道府県において地域医療構想を策定するプロセス」で
ございます。

それから、その下の括弧なしの2として「策定した地
域医療構想の達成の推進のための「協議の場」の設置・
運営に関する方針」について、その下、3として「病床
機能報告制度で報告をいただきました情報公表のあり
方」について、当検討会においてこういったものが検討
されているところでございます。

続いて、資料の3ページをご覧ください。検討会の開
催状況ですが、先程申し上げましたが、昨年の9月18
日に第1回の検討会が開催されまして、その後、2月ま
でに8回の検討会が開催をされております。先程申し上
げました検討事項についてそれぞれ検討が進められて
いるところでございます。

そして、下の方になりますが、今後の予定でございま
す。当初、本検討会において1月中にガイドラインの取
りまとめ案が示されるとされていたことから、当資料中
では取りまとめ案が1月目途と記載しておりますが、厚
生労働省において取りまとめ作業が遅れており、案が2
月12日開催の地域医療構想策定ガイドライン等に関
する検討会で示されたところでした。そして今月26日
に開催予定の当検討会において再度ガイドラインについ
て検討が行われると聞いております。

資料の4ページ以降には、これまでの検討会で議論さ
れました主な内容をまとめておりますが、時間の関係か
ら、説明は省略させていただきます。お時間のある時に、
参考としてご覧いただきたいと存じます。

最終的には、3月に正式なガイドラインが示されるの
ではないかということでございます。

そして、そのガイドラインが示されますと来年度、本
県において地域医療構想の策定を進めていく必要がある
ということをご承知いただきたく、本日、ご報告を申
し上げました。

議 長

ありがとうございました。次の議事(5)「医療介護
総合確保法に基づく平成26年度計画について」事務局

<p>事務局</p>	<p>から説明をお願いします。</p> <p>引き続き本年度策定いたしました「医療介護総合確保法に基づく平成 26 年度計画について」説明いたします。</p> <p>資料 5-1 をご覧ください。団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年に向け、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、消費税増収分を財源として活用する「地域医療介護総合確保基金」が設置されました。</p> <p>県では、この基金の活用に向けて本年度から毎年計画を策定し、その計画に基づき事業を実施していくこととなります。今年度は根拠法である「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」の公布や県議会での基金設置条例の制定などの手続きが必要でありましたため、事業期間が短くなっておりますが、市町村・関係団体等からのご意見を踏まえながら平成 26 年 10 月に計画を策定したところであります。</p> <p>今年度の計画は、医療分野のみが対象となり、「2 計画に位置付けた事業」の表の対象事業の欄に掲げる 3 つの分野、「(1) 病床の機能分化・連携のための事業」、「(2) 居宅等における医療の提供のための事業」、「(3) 医療従事者の確保のための事業」を推進するための計画の総額は約 32 億円(3,197,466 千円)となっております。</p> <p>なお、この基金の創設に伴い、平成 25 年度限りで国庫補助が廃止され、基金へ移行しました事業が 7.5 億円あるため、新規の事業は 24.5 億円となっております。</p> <p>新規事業の一覧は、資料 2 枚目に記載しておりますが、主な事業の概要を 3 枚目、事業内容の絵で説明したいと思います。</p> <p>3 ページをご覧ください「1 地域包括ケア病棟新設・転換支援事業」(中央上側の吹き出し)は、急性期から在宅までの医療の流れを整備するため、今回の診療報酬改定で新設された地域包括ケア病棟の整備に必要な施設・設備整備に助成を行うものであります。</p> <p>また、「2 地域医療ネットワーク基盤整備事業」(中央の吹き出し)は連携する医療機関の間で、電子カルテシステム等の医療情報を共有するための設備整備への助</p>
------------	--

成を行うものであります。

「3 在宅医療サポートセンター事業」(右上の吹き出し)は、地区医師会に設置される在宅医療に参加する医師の確保、調整等を行う在宅医療サポートセンターの運営費への助成を行うものであります。

「4 在宅医療連携システム整備事業」(左上、左から2番目の吹き出し)は、在宅患者情報を共有するシステムの整備費用を助成するものであります。

その他、金額の大きい事業として、「10 ナースセンター事業」(中央下側の吹き出し)は、相談窓口の延長、サテライトの設置などにより、ナースセンターの機能強化を図るものであります。

「11 医療機関で働く女性の活躍を促進するための保育所整備事業」(右上、上から2つ目の吹き出し)は、24 時間保育等を充実する院内保育所の運営費等への助成を行うものです。

「12 医療人材の有効活用促進事業」(右下の吹き出し)は、医師の偏在是正のため医療関係者が果たすべき役割を明らかにし、研修を行うものであります。

これら 12 の新規事業 2,447,824 千円と、国庫補助からの移行事業 749,642 千円、合わせて 3,197,466 千円の計画となっております。

次に、資料 5-2 をご覧ください。本年 1 月 14 日に閣議決定された平成 27 年度政府予算案資料の抜粋です。資料の右下の囲みにありますとおり、平成 27 年度は医療に加え、介護も対象となります。資料を 1 枚めくり左下の囲みのおり、平成 27 年度予算案において、医療分の予算額は平成 26 年度と同額の 904 億円、介護分は新規で 724 億円の計 1,628 億円とされました。平成 27 年度計画の策定にあたっては、今後関係団体等の皆様との調整を行いながら検討を進めていきたいと考えております。

医療介護総合確保法に基づく平成 26 年度県計画に関する説明は以上です。よろしく願いいたします。

<p>議 長</p>	<p>ただいま議事（３）から（５）について説明がありましたが、御意見、御質問等がありましたら、お願いします。</p> <p>伊藤先生どうぞ。</p>
<p>委 員 (総合大雄会病院長)</p>	<p>病床機能報告制度について少しお尋ねします。７月の段階で全国レベルのデータが出ているということですが、愛知県のデータについては、公開・公表される予定があるか、また尾張西部医療圏及び各２次医療圏のデータについても、公開・公表されることになるのでしょうか</p>
<p>事務局</p>	<p>医療福祉計画課の伊藤です</p> <p>病床機能報告制度につきましては、７月１日の現状を報告することになっておりまして、現在、厚生労働省が一括して各病院・有床診療所に照会をかけており、ただいま結果が取りまとめられているところです。最終的に県にデータをいただけるのは３月中になると聞いております。</p> <p>内容の公表についてですが、先に申し上げた「ガイドライン等に関する検討会」においては、報告内容を公表することとされております。</p> <p>どのように公表するかは、さらにその検討会の中で検討中でございます。最終的には県に示されるガイドラインの中で示されるのではないかと考えております。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に、ご意見、ご質問がなければ、予定の議事は終了しますが、よろしいでしょうか。</p> <p>事務局の方からその他にありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>お手元の本日の配布資料について説明させていただきます。</p> <p>「あいち健康福祉ビジョン年次レポート」と「健康情報ポータルサイト あいち健康ナビ」のチラシを配布させていただきました。あいち健康福祉ビジョン年次レポートにつきましては毎年度、推進本部において年次レポ</p>

	<p>ートを作成し、公表することになっておりまして、主要な目標の進捗状況によりビジョン全体の進捗状況を把握・評価するとともに、毎年度テーマを設け、取組の実施状況や課題等を検証することになっております。また、制度改正や社会状況の変化に伴う新たな課題についても、その取組の方向性等を明らかにすることとしておりますので、御一読していただければと思います。</p> <p>もう一つの「あいち健康ナビ」につきましては、チラシのとおりでございます。</p> <p>事務局からの報告は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>何かご意見はありますでしょうか。</p> <p>特にないようですので、これをもちまして、議事を終了させていただきます。皆様の御協力により、議事が円滑に進みましたことを御礼申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局へ進行を戻します。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>閉会にあたり一宮保健所長からご挨拶申し上げます。</p>
<p>一宮保健所長</p>	<p>本日は、大変貴重なご意見を誠にありがとうございました。また、野村先生、議長どうもありがとうございました。本日もご検討いただきました内容につきましては、これからの健康福祉行政の推進に大変重要なこととらえております。いただきましたご意見等を、折りに触れて本日の成果として生かしてまいりたいと考えております。皆様には、今後とも、ご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。</p>
<p>事務局</p>	<p>これをもちまして、平成26年度第2回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を終了させていただきます。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>